

認定こども園（幼保連携型を除く）認定等の事務取扱いに係る留意事項

1 認定こども園の認定申請の手続

(1) 公立認定こども園の認定申請の手続

公立認定こども園の認定を受けようとする市町村は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」という。）第4条第1項及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第2号。以下「府省令」という。）第8条の規定により、開設予定年月日の属する年度の前年度の12月末日（当該日が閉庁日の場合は直前の開庁日）までに、認定こども園認定申請書（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則（平成18年鹿児島県規則第111号。以下「法施行細則」という。）別記様式第1号）に別表1に掲げる書類を添付し、子育て支援課に提出すること。

(2) 私立認定こども園の認定申請の手続

私立認定こども園の認定を受けようとする設置主体は、法第4条第1項及び府省令第8条の規定により、開設予定年月日の属する年度の前年度の6月末日（当該日が閉庁日の場合は直前の開庁日）までに、認定こども園認定申請書（法施行細則別記様式第1号）に別表1に掲げる書類を添付し、子育て支援課に提出すること。

提出にあたっては、事前に施設の所在市町村との協議が完了していること。

なお、市町村は、協議にあたっては、市町村子ども・子育て支援会議等の意見を聴取すること。

2 認定こども園の内容変更（届）の手続

(1) 公立認定こども園の内容変更の手続

公立認定こども園の内容を変更しようとする市町村は、法第29条第1項の規定により、内容変更を予定する日の2週間前までに、認定こども園申請事項変更届出書（法施行細則別記様式第10号）に別表2に掲げる書類を添付し、知事に届け出ること。

また、1の(1)に定める申請を知事が認定した後、当該認定こども園としての運営開始日までの間に、認定申請書の内容に変更が生じた場合は、当該認定こども園としての運営開設日までに、認定こども園申請事項変更届出書（法施行細則別記様式第10号）に認定申請書に添付した書類のうち、変更が生じた書類を変更後の内容に修正したものを添付し、子育て支援課に届け出ること。

(2) 私立認定こども園の内容変更の手続

私立認定こども園の内容を変更しようとする市町村は、法第29条第1項の規定により、内容変更を予定する日の2週間前（ただし、分園の設置・廃止の場合は、設置（廃止）予定日の3ヶ月前）までに、認定こども園申請事項変更届出書（法施行細則別記様式第10号）に別表2に掲げる書類を添付し、知事に届け出ること。

また、1の(2)に定める申請を知事が認定した後、当該認定こども園としての運営開始日までの間に、認定申請書の内容に変更が生じた場合は、当該認定こども園としての運営開設日までに、認定こども園申請事項変更届出書（法施行細則別記様式第10

号)に認定申請書に添付した書類のうち、変更が生じた書類を変更後の内容に修正したものを添付し、子育て支援課に届け出ること。

なお、知事に認定を受けた利用定員の変更及び分園の設置・廃止を行う場合は、事前に施設の所在市町村との協議が完了していること。

3 認定こども園の辞退又は休止の手續

(1) 公立認定こども園の辞退又は休止の手續

公立認定こども園を辞退又は休止しようとする市町村は、辞退又は休止を予定する日の1ヶ月前(当該日が閉庁日の場合は直前の開庁日)までに、認定こども園辞退(休止)届出書(法施行細則別記様式第12号)を子育て支援課に届け出ること。

(2) 私立認定こども園の辞退又は休止の手續

私立認定こども園を辞退又は休止しようとする設置主体は、廃止又は休止を予定する日の6ヶ月前(当該日が閉庁日の場合は直前の開庁日)までに、認定こども園辞退(休止)認可申請書(法施行細則別記様式第12号)に別表3に掲げる書類を添付して、子育て支援課に提出すること。

提出にあたっては、事前に相当の期間をもって施設の所在市町村との協議を行い、協議を受けた市町村は、子育て支援課に情報提供を行うこと。

3 その他

(1) 私立幼稚園型認定こども園は、本留意事項に定めるほか、学校教育法に基づく届出等についても遅滞なく行うこと。

(2) 公立私立保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園は、本留意事項に定めるほか、児童福祉法に基づく届け出等についても遅滞なく行うこと。